

第8章 議員定数及び議員報酬

議員定数

も大変新しい試みですが、これを採り入れた市議会においては、政策の立案、提案及び提言のための手法として積極的に活用されています。政策討論会に関することは、別に定めることとしています。

(調査機能の強化)

第24条 議会は、市政の課題に関する審査、諮詢又は調査のため必要があると認めると、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議員報酬)

【解説】 第24条には、市政の課題に関する審査、諮詢又は調査のため必要があると認めると、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができることを定めています。

議員報酬の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。

3 議員報酬については、別に条例で定める。

(議員報酬)

第25条 議員定数は、議会が有する権能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう、定めなければならない。

(議員報酬)

【解説】 第25条には、議員定数について定めています。議員の定数は、地方自治法の規定により条例で定めなさい。議員定数については、別に条例で定める。

【解説】 第27条には、議員研修の充実について定めています。地方分権という変革の時代にあって、研修及び調査研究活動による専門的知識の習得は欠かせないものとなっています。

(議会事務局の体制整備)

第28条 議長は、議会事務局の調査・法務機能の充実を図るものとする。

【解説】 第28条には、議会事務局の体制整備について定めています。市議会には、条例の定めることにより事務局が置かれ、事務局長は議長の職務を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に従事します。この条では、職員の実務任命権者である議長が、職務に対する事務局の補佐の能力向上させることとし

議会図書室の充実

【解説】 第29条には、議会図書室の充実について定めています。議会が、その機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。

(予算の確保)

第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。

【解説】 第30条には、予算の確保について定めています。議会が、その機能を保持して円滑な議会運営により、必要な議会費を予算の確保に努めます。

議員の責務及び見直し手続

第9章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

(議会図書室の充実)

第10章 議員の責務及び見直し手続